交付申請ＱＡ

種別		質問	回答
全般	事前登録について	Q）事前登録をしていなくても申請できるか。	A）府の補助金の交付を受けるためには、令和8年9月末日までに事前登録をしておくことが必要要件となっています。事前登録をしていない場合は交付申請はできません。
		Q）事前登録をしていないが、交付申請を提出した場合、どうなるのか。	A）府の補助金の交付を受けるためには、令和8年9月末日までに事前登録をしておくことが必要要件となっています。事前登録をしていない場合、交付申請を提出いただいても対象外（却下）なります。
	国の交付決定について	Q）国の交付決定通知が届かない。どうなっているのか知りたい。	A）国助成金の処理状況については、大阪労働局へお問い合わせください。
		Q）国の交付決定通知が届かないので、事業に着手できない。交付決定を待たずに先に事業を始めてよいか。	A）国助成金の処理状況や取扱いについて大阪労働局へお問い合わせください。 なお、府の補助金は、国助成金の交付を受けていることが要件であるため、府の補助金のみの交付を受けることはできません。
		Q）国の交付決定が遅いために事業に着手できず、国からも府からも支援が受けられないのはおかしい。	A）制度上の取り扱いにより、府補助金交付の事前登録をしていただいても、事業実施後３月５日までの日付で国の額確定通知をうけ、３月１０日までに府へ交付申請が提出されていないと交付はできません。 国助成金の処理状況については、大阪労働局へお問い合わせください。
	国の交付不決定について	Q）国の交付決定が認められなかった。 府の事前登録は完了しているが何か手続が必要か。	A）府の補助金は、国助成金の交付を受けていることが要件であるため、府の補助金のみの交付を受けることはできません。
		Q）国の交付決定が認められなかったが、 府の事前登録は完了しているので補助金はもらえるのか。	A）府の補助金は、国助成金の交付を受けていることが要件であるため、府の補助金のみの交付を受けることはできません。そのため、国助成金の交付決定が認められなかった場合は、府補助金の交付を受けることはできません。
	事業費の増減について	Q1）事前登録を行った後、事業に着手するまでの間に事業費が膨らんで対象経費が増額になったが、何か書類は必要か。 Q2）大阪労働局へ提出済で様式第４号の「事業計画変更承認通知書」もある場合はどうか。	A1）府補助金では金額変更などに係る書類は必要ないが、国の交付決定額に変更がある場合は様式第３号「事業計画変更申請書」及び別紙を大阪労働局へ提出が必要です。 A2）国に提出済であれば、府補助金の交付申請時に様式第２号「交付決定通知書」に加えて、様式第３号「事業計画変更申請書」及び別紙、様式第４号「事業計画変更承認通知書」を提出してください。
		Q1）事前登録を行った後、事業に着手するまでの間に事業を縮小することになり、対象経費が減額になったが、何か書類は必要か。 Q2）大阪労働局へ提出済みで様式第４号の「事業計画変更承認通知書」もある場合はどうか。	A1）府補助金では金額変更などに係る書類は必要ないが、国の交付決定額に変更がある場合は様式第３号「事業計画変更申請書」及び別紙を大阪労働局への提出が必要です。 A2）国に提出済みであれば、府補助金の交付申請時に様式第２号「交付決定通知書」に加えて、様式第３号「事業計画変更申請書」及び別紙、様式第４号「事業計画変更承認通知書」を提出してください。
	口座について	Q）合同会社のため、会社自体の口座がないので、個人の口座でも構わないか。	A）会社の口座がないのであれば当該個人口座で、光熱費や電話、家賃、従業員の給与、営業収入など会社運営にかかるすべての取引がされていることが必要です。内容を確認するため、半年間の取引内容の写しを提出頂き確認させて頂きます。
		Q）個人事業主のため、個人の口座しかないが構わないか。	A）個人口座しかないのであれば、当該個人口座で、光熱費や電話、家賃、従業員の給与、営業収入など会社運営にかかるすべての取引がされていることが必要です。。内容を確認するため、半年間の取引内容の写しを提出頂き確認させて頂きます。
	振込について	Q）府へ交付申請をしたあと、いつ頃振り込みされるのか。	A）３月１０日までに交付申請があり、交付申請の書類に不備等がなく適切に受理がされた場合、３週間程度で指定口座に振り込みます。ただし、申請の状況や書類不備等がある場合は適切な受理ができません。３月10日までに受理が可能となるようご留意ください。
	申請後の修正について	Q）府へ交付申請をした後、修正したい箇所がある場合、どうすればいいか。	A）補助金事務局へお電話頂ければ交付申請の差し戻しをしますので、提出期日までに修正して頂き再申請をしてください。

種別	質問	回答
システム関係	Q）オンラインシステムに入るにはどうすればいいか？	A）事前申請時に登録したＩＤ・パスワードを入力してください。
	Q）オンラインシステムに入ろうとしたが、ＩＤ・パスワードを忘れたので入れない。	A）ＩＤはメールアドレスを入力して頂き、パスワードは下部にあるパスワード忘れたをクリックし、新たなパスワードを設定してください。
様式全般	Q）添付書類を紛失したので提出できない。	A）大阪労働局へご相談ください。
	Q）大阪労働局と何回もやりとりして最終版がどの書類かわからない。どの書類を出せばいいのか。	A）支給決定額・交付決定通知書の助成額と同じ金額の書類を突合し、その書類と同時に提出した資料を揃えてください。 （例） 交付決定通知書＝別紙２事業実施計画書 事業実績報告書＝別紙２事業実施結果報告 ＜交付決定通知書から計画変更や金額変更があった場合＞ 様式第３号事業計画変更申請書＝様式第４号－１事業計画変更承認通知書
府様式 入力表	Q）申請用紙は様式４号その１とその２だが、入力表はなぜ必要なのか。	A）入力表は様式第４号その１とその２の共通項目の入力が簡略化できるため、入力表の記載をお願いします。
	Q）入力表は使用しなくてもいいか。	A）提出いただく書類は様式４号その１とその２ですが、入力表を記入することで様式第４号その１とその２の共通項目の入力が簡略化できるため、入力表の記載をお願いします。
府様式４号その２	Q）３「賃金引上げ実施結果」で金額を入力したが非のままだがどうすればいいか。	A）引き上げ前の時間額と引き上げ後の時間額が府の要件に合致しているか確認ください。
	Q）３「賃金引上げ実施結果」の労働者氏名は国申請と同一人物を記入すればいいのか。	A）国様式第９号別紙２事業実施結果報告に記載された労働者氏名を記載してください。
	Q）３「賃金引上げ実施結果」の労働者氏名が事前申請で提出した名前の変更や間違っていた場合どうすればいいのか。	A）国様式第９号別紙２事業実施結果報告に記載された労働者氏名を記載してください。
国様式第１１号	Q）様式１１号が国から届いていないが申請できるか。	A）府の補助金の交付申請には必要な書類です。大阪労働局から様式第１１号が届き次第、他の必要書類と併せて申請してください。 国助成金の処理状況は大阪労働局へお問い合わせください。
	Q）様式１１号が国から届いていないが、申請期限が来るので先に提出していいか。それ以外は揃っている。	A）府の補助金の交付申請には必要な書類です。大阪労働局から様式第１１号が届き次第、他の必要書類と併せて申請してください。 国助成金の処理状況は大阪労働局へお問い合わせください。
国様式第２号－１	Q）交付決定通知書を受けてから工事短縮のため工程を減らした。このため、金額が変わったが交付決定通知書だけでいいか。	A）交付決定通知書以降に額の変更があれば、様式第３号事業計画変更申請及び様式第４号－１事業計画変更承認通知書の提出をお願いします。
国別紙２	Q）何回も国とやりとりをしてどの書類が最終か不明のため、何か分かる方法はないか。	A）別紙２（２）事業実施計画の費用見込額合計と様式第２号－１交付決定通知書の２事業に要する経費の額が同一のものです。
賃金台帳・給与明細	Q）いつからいつまでの書類を出せばいいのか？	A）国に提出した書類と同じものを提出してください。
就業規則	Q）いつまでに更新した書類を提出すればいいのか？	A）国に提出した（９月末までに更新した日付）書類と同じものを提出してください。
国様式第３号	Q）どのような場合に提出する必要があるのか？	A）国の交付申請決定通知後、何かしらの理由により金額等の変更があった場合に提出するもので、府補助金では、交付決定通知書と併せて提出が必要です。

種別	質問	回答
国様式第３号別紙	Ｑ）この用紙は提出が必要か？	Ａ）金額等を確認するための書類として提出が必要です。
国様式第４号－１	Ｑ）この用紙は提出が必要か？	Ａ）事業計画変更が承認されたかを確認するための書類として提出が必要です。
納税証明書	Ｑ）府税の証明書は何が必要か？	Ａ）「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額のないこと」の証明書が必要です。 また、府税の「全税目」で住所又は所在地が大阪府内の住所であること、発行から３か月以内のものであることが必要です。
	Ｑ）税務署の証明書は何が必要か？	Ａ）個人の場合、「所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税についての納税証明書」（その３の２）が必要です。 　法人の場合、「法人税、消費税及び地方消費税についての納税証明書」（その３の３）で税務署に申告した直近の（事業）年度のものが必要です。